

整理回収機構の申し立てに対する見解

2007年8月20日

1. 事案の概要と審理の経緯

(1) 本事案は、2007年4月8日付朝刊経済面に掲載された、「整理回収機構破産させ債権回収」という4段見出しの記事、『週刊朝日』5月4・11日合併号157ページ以下に掲載された「債権回収対象の『名湯旅館』 割引料金で宿泊、飲食… 整理回収機構の『常識』」の記事、4月24日付朝刊政策面の「宿泊、通常料金払わず?」の3段見出し記事について、株式会社整理回収機構（以下「RCC」、奥野善彦社長）が、朝日新聞社に謝罪と RCC の主張の掲載を求めて、当委員会に調査と救済を申し立てたものである。 RCC は、一連の報道が著しく事実をゆがめ、債務者側の言い分のみに偏っていて「中立公正な報道」に反し、 RCC の名誉信用を大きく傷つけているうえ、財産隠匿行為などの不法行為を行った債務者を擁護し、社会的不正義を容認していると主張している。

審理の対象となった報道は、栃木県日光市川治温泉にある柏屋ホテルに対して、 RCC が申し立てた破産手続をめぐるものである。 RCC は、経営破綻した足利銀行から、同銀行が保有していた柏屋ホテルに対する債権を買い取り、早期の事業再生を目指して同ホテルと片山則夫社長並びに大女将の片山芳子さんへの破産手続開始を宇都宮地方裁判所に申し立て、同地裁は本年2月21日に破産手続開始を決定した。また、柏屋ホテルに対する破産を申し立てた際、柏屋ホテルを運営しているのがホテルの総務部長を代表取締役とする「湯けむりの里柏屋」で、同ホテルの競売開始決定直後の2005年11月に設立されていることが判明した。 RCC は「湯けむりの里柏屋」への破産手続開始も申し立て、同地裁は4月13日、柏屋ホテルの運営を「湯けむりの里柏屋」に移して執行妨害を企てたと指摘したうえで、破産手続開始を決定した。

(2) 当委員会は、 RCC から主張と添付資料を、朝日新聞社からも申し立てに対する主張と添付資料を、それぞれ受理した。提出された主張等を検討し、5月29日に朝日新聞東京本社で懇談会を開いて論点を整理したうえ、6月5日に委員会を開催して、 RCC と朝日新聞社の当事者双方から、それぞれヒアリングを行い、審理した。ヒアリングには、整理回収機構からは志田康雄社長代行ら3名、朝日新聞社側からは、本紙記事に関しては筆者の山田厚史編集委員ら3名、『週刊朝日』の記事に関しては山口一臣『週刊朝日』編集長ら3名が出席した。7月18日には、藤田博司委員らが現地に赴き、地元関係者から聞き取りを行うなどの調査をし、それを受け同月20日に委員会を開催して審理した。

2. 当委員会の判断

(1) 基本的立場

RCCは、政府出資の預金保険機構の100%子会社として債権回収を目的に設立された会社であり、回収に当たっては預金保険機構を通しての財産調査権など、他の銀行にはない特別の権限が与えられている。RCCが掲げる「契約の拘束性の追求」「人間の尊厳の確保」「企業再生の追求」という指針に基づいて債権回収を行っているかどうかは、社会の関心事であり、これを監視して問題点を報じるのは、ジャーナリズムの正当な使命であることは言うまでない。その際、回収の対象となる債務者側に立って問題点を指摘し、RCCを批判することも、るべきジャーナリズムの姿として認められる。

ただし、批判する場合には、報じる事実が正確であること、批判の根拠に合理性があること、批判される相手側の主張に配慮していることが必要である。

(2) 4月8日付記事について

①記事全般に関するRCC側と朝日新聞社側の主張

<RCC側の主張>

記事は、「破産させ債権回収」の大見出しで始まり、前文で「整理回収機構が、借り手の会社や経営者ら個人を破産させて回収を急ぐ姿勢を強めている」と記述、小見出しで「『ハゲタカ』と地元ため息」とし、記事末尾で「収益追求に走りすぎている、と指摘する関係者は少なくない」と締めくくっている。記事には、今回の破産手続を理解するうえでの重要な事実を欠落させたり、事実に反したり、さらには、データを恣意的に使用している記述が見られる。こうした見出しや記述により、RCCが、柏屋ホテルの営業を継続して事業譲渡を迅速に行うために破産を申し立てたにもかかわらず、債務者や他の債権者を犠牲にして債権回収を行うハゲタカである、という誤った印象を読者に与えている。

<朝日新聞社側の主張>

RCCの現場は「回収至上主義」に走りがちで、全国的にトラブルが多発している。今回の破産申し立てには、片山則夫さんらホテル関係者、ホテルの出入り業者、観光協会などの地元の有力者の多くが、「やりすぎだ」と非難している。RCCは破産手続を使って事業再生を目指しているというが、まだ手法として日が浅く、うまく機能するかどうかは疑問だ。記事は、地元の立場に立って、RCCの「強引な債権回収」の一端を示す事例として問題提起したものだ。批判的な記事を「信用を著しく棄損する」と非難するのは的外れである。

以下、RCCが問題点を指摘する個々の記述について、RCC側と朝日新聞

社側の双方の主張を踏まえて、当委員会の判断を示す。

②個々の記述に対する判断

(イ) 大見出しと前文について

前文は「売掛債権を帳消しにされる出入り業者などから『機構は身勝手だ』との批判も出ている」と、RCCの破産申し立てによる回収手法を批判的に総括している。「機構は身勝手だ」という結論を導く「売掛債権を帳消し」の判断は、下記(ハ)で、大見出しについては記事全体の評価にかかわる問題でもあり(6)の結論部分で、それぞれ判断を示すことにする。

(ロ)「片山(則夫)さんと、母で女将だった片山芳子さんにも、連帯保証を理由に個人破産を申し立てた。『突然でビックリした。85歳の母までとはひどすぎる』(中略)芳子さんは心労から(中略)寝込んでいるとの記述について

RCC側は、片山芳子さんが旅館建物の敷地の持ち分6分の5を所有しているほか、温泉利用権を共有しており、事業譲渡のためには片山芳子さんへの破産申し立てが不可欠だったのに、記事はまったく触れていない、と指摘する。

しかし、この事実が欠落しているからといって、RCC側が主張するように「連帯保証人ならば(それだけで)破産を申し立てる」と読者を誤解させるとまでは必ずしも言えない。もっとも、債務者側の反応を紹介するからには、RCCが破産を申し立てた理由を読者が理解しやすいように、上記事実を示すのが望ましかったといえよう。

次に、RCC側は、「職員が片山芳子さんに面談したときには、寝込んでいる状態ではなかった」と主張している。しかし、それは柏屋ホテルへの破産宣告(07年2月21日)当時のことであり、RCC側は面談後の状況を確認していない。山田編集委員が、片山芳子さんの状況を取材した日時は、RCC職員が面談したと思われる時点から約1ヶ月後である。従って、この点についてのRCC側の主張は認められない。もっとも、山田編集委員は、片山芳子さんの状況を直接、確認したわけではない。取材した人の話として書いた方が妥当であったであろう。

(ハ)「業者の一人は『破産で業者の債権を帳消しにして、自分だけうまい汁を吸う。まるでハゲタカです』という」との記述について

RCC側は「破産手続では、債権の種類に応じた弁済または配当が行われ、同種の債権については平等に取り扱われる。これらは、破産管財人が裁判所の許可を得て行うものであり、RCCが勝手に『うまい汁』を吸えるわけではない」と主張する。

一方、山田編集委員は、この記述及びこれに先立つ(ホテルの出入り業者の会の)代表は『事前に何の相談もないまま、FAX一枚で債権カットとは

あんまりだ』と憤る」との記述は、地元の反応をそのまま紹介したものだ、と述べ、破産手続の下では、大口債権者であるRCCが実質的に多く弁済や配当をうける、と反論している。

RCC側は、当委員会のヒアリングに対し、地元でRCC批判を耳にしたことがない、と述べているが、柏屋ホテルの破産手続開始決定以後は、管財人が管財業務に従事しており、RCCは現地事情の詳細を承知していないことを認めている。他方、山田編集委員は現地に入り、地元の反応を見聞きしている。この点についてのRCC側主張は認められない。

記事に引用されている「破産で業者の債権を帳消し」の発言は、RCC側が指摘する通り、破産制度に対する理解及び知識の不足に基づくものである。「FAX一枚で債権カットとはあんまりだ」との発言も、当委員会の調査によれば、当該FAXは同ホテルの財産を保全するために支払い停止をしたことを保全管理人が伝えたものであって、債権カットに直結するものではなく、文書を誤解したに基づく発言であることは明らかである。「自分だけうまい汁を吸う」との発言も破産制度の理解不足に基づくものといえよう。

このような地元業者の発言をそのまま引用した場合、読者を誤解させることにつながる可能性がある。これらの発言が「RCCが債務者や他の債権者を犠牲にして強引な債権回収を行っている」とする記事のベースになっているのであるから、取材者は、このような場合には、業者の発言が法的手続の知識・理解の不足や誤解に基づくものでないかどうかを十分吟味しなければならない。取材者自身が、どこまで破産制度や事業再生を目的とした破産に関する知識を有していたか、疑念を払拭できない。

また、読者に強い印象を与える「ハゲタ力」なる言葉は、RCCへの否定的イメージを增幅させ、この破産手続のどこに問題があるのかを読者に分かりにくくする結果を招いている。こうした言葉の使用には、特に慎重さが求められる。

もっとも、本件破産手続が債権者であるRCCの申し立てによって開始されたものであり、しかも、RCCが抵当権等他の債権者に優先する権利を持っていることから、結果的にRCCは弁済を受けられるが、地元業者や他の債権者は配当にあづかれない事態も想定し得る。出入り業者が取材当時において上記のような発言をしたことをもって、実態と全くかけ離れた発言とも言い切れない面がある。

(二) 「柏屋は、ホテルの営業を昨年2月から運営会社『湯けむりの里柏屋』(平田正春代表)に委託し、倒産しても引き続き稼働できるようにしていた。破産手続きで転売への障害がなくなると見ていた機構は、『湯けむりの里』についても破産を申請するなど、事態は泥沼化している」との記述について

RCC側は「柏屋ホテルと湯けむりの里の関係は経営委託でなく、事業譲

渡である。山田編集委員の取材を受けた際、同ホテルの売り上げが湯けむりの里に入っており、競売や破産手続を妨害する詐害行為であることを説明した。このことは記事掲載後ではあるが、湯けむりの里に対する裁判所の破産決定でも認められている」と主張する。

しかし、裁判所の破産決定が出たのは記事掲載の後であったことを考えれば、記事のなかで違法性を指摘しなかったからといって、直ちに不公正な記述とは言えない。その一方で、「(柏屋ホテルが) 倒産しても引き続き稼働できるようにしていた」との記述は、読者に湯けむりの里の営業について肯定的な印象を抱かせる可能性がある。「破産の手法を探った理由として機構は（中略）③妨害を排除し迅速に処理する、などを挙げる」と書くだけでなく、RCCが指摘する「妨害」の内容などを、より丁寧に紹介すべきであった。

「破産手続きで転売への障害がなくなると見ていた機構は」の記述は、RCCが柏屋ホテルを転売するかのごとき印象を与え、正確さを欠く表現である。しかし、記事の主要な部分ではなく、全体の公正さに影響を及ぼす表現とまでは言えない。

また、「事態は泥沼化している」との記述は、新たに湯けむりの里に対しても破産申し立てがなされたという、主として裁判上の観点から書いたつもりであろうが、読者には、同ホテルの現場も混乱状態にあるかのような印象を与える。顧客離れなどホテルの営業や集客、ひいては地元業者の商売にも悪影響を及ぼしかねず、これらについての配慮が不足していたと言わざるを得ない。

(ホ)「湯けむりの里の代理人・高橋直弁護士は『事業再生というが、機構は資金回収が目的の会社。自分の取り分だけ増やすのは問題だ』と批判する」との記述について

この談話については4月27日付で、発言者を湯けむりの里の別の代理人弁護士に訂正する記事が掲載されている。訂正の経緯について不可解さは残るが、結果として別の代理人弁護士が発言しているという事実の裏付けがあった以上、記事の公正さを判断する上で大きな問題とはならない。

(ヘ)「機構は06年まで7年間に、元本4兆460億円の債権を1割未満の3557億円で買い入れた。これを高く転売して7年間に稼いだ差益は、1747億円に上る。機構の利益は国庫に入る。『病人の布団をはぐような回収はしない』（中略）という方針から外れ、収益追求に走りすぎている、と指摘する関係者は少なくない」との記述について

この記述で、「差益」を上げている根拠として使っている数値は、RCCが健全金融機関から買い受けた債権のみの数値であることは、RCC側が指摘する通りである。RCCは、他にも旧住宅金融専門会社や破綻金融機関から買い受けた債権の回収を行っている。山田編集委員は、「たくさんある数字の中から、国会議員の質問主意書に対する政府の答弁書に出てくる数字を使っ

た」と弁明する。

この記事のテーマであるRCCの柏屋ホテルに対する債権は、破綻金融機関である足利銀行からRCCが買い受けた債権である。回収実績があがっている健全金融機関から買い受けた債権の数値を、多額の「差益」を挙げている根拠に用いたのは、国会に提出された資料に依拠したのが事実だとしても、データの恣意的な使い方だと批判されてもやむを得ない。

また、「転売」との表現について、山田編集委員は「法的には不良債権処理ということかも知れないが、実態として債権は転売されている」と主張する。しかし、RCCが行っているのは、あくまで「回収」であって「転売」ではなく、読者に誤解を与えるかねない表現だ。

「病人」以下の記述は、国会で「強引な取り立て」をしているのではないか、と議論になっていることや、山田編集委員のもとにもRCCの回収姿勢を批判する訴えが寄せられていることから、それらの主張や訴えの個々の妥当性はともかく、書くだけの根拠はある。

(3) 週刊朝日の取材・記事について

①記事の概要およびRCC側と朝日新聞社側の主張

宇都宮地裁が、柏屋ホテルに対する破産手続の開始を決定した2月21日午後、破産管財人は、管財人補助者約20人を伴い、同ホテルを訪れて、帳簿類などの調査を始めた。補助者に選任されたRCC職員6人は、他の補助者とともに、一般宿泊客に出される料理を食べ、ビールなどを飲み、宿泊した。翌日、RCC職員らは、泊まった部屋の宿泊料金は通常、1人当たり1万6950円のところ、割引料金である1万円を支払った。そのうえで、RCCあての領収書を要求し、RCC側は領収書に基づいて宿泊費を職員に精算した。記事は、こうしたRCC職員の行為を批判する記述となっている。

<RCC側の主張>

- (イ) 週刊朝日はRCCへの面談取材の前に、「お問い合わせ」と称する質問書を送ってきた。その内容は「6人が柏屋に宿泊した行為は、明らかに倫理規定に反する行為です」と断定するなど、予断の下に作成されている。
- (ロ) 質問書への回答書や面談取材の際、柏屋ホテルは管財人の管理に入ったこと、RCC職員は管財人の補助者として赴き、管財人の指示に従って宿泊し、指示通りの金額を支払ったこと、などを説明した。にもかかわらず、記事では、管財人と補助者を「急遽、入ってきたフリーの客」として扱い、宿泊したことや支払った金額を「非常識」として非難している。
- (ハ) 記事の書き方も、最初に「ホテル側」の発言が引用され、最後に破産管財人とRCCの反論が掲載されている。こうしたことは、債務者側に立ってRCCを非難するもので、中立公正な立場から取材・報道しようという姿勢ではない。

<朝日新聞社側の主張>

- (イ) 質問書は複数の関係者への取材から生じた疑問を率直にぶつけただけだ。
- (ロ) 記事の内容は、公的使命を負ったRCC職員の行為が国民の目から見て妥当かどうかを問い合わせるものだ。業務とはいながら、フルコースを食べるなどの疑問点を指摘したまでである。
- (ハ) 宿泊当日の様子を記事の前半に掲げるのは、まっとうな書き方であり、RCC側が言うように破産管財人の主張・反論を先に掲載した場合、読者には、何について主張・反論しているのか分からぬ。

②記述に対する判断

- (イ) 取材行為が一定の問題意識のもとに始まるところからも、予断が入った質問をすることは、なんら問題となることではない。取材される側が、きちんと説明や反論をすればよいからである。
- (ロ) 今回のような債務者（柏屋ホテル）でなく債権者（RCC）が申し立てた破産の場合、開始決定が出た初日は、両者の間の対立関係が表面化することはよくある。特に、破産を申し立てたRCCの職員が破産管財人の補助者として、破産業務に臨んだ今回の場合は、管財人の補助者であることを柏屋ホテル側の従業員方に十分説明したうえ、例えば、補助者であることを示す腕章をするなりして、細心の注意を払い、宿泊も最小限の人数にするなどの配慮が求められる。ホテル従業員や一般の人が、RCC職員が債権者の立場で振る舞っているのではないか、との疑問を抱いたとしても無理からぬことであり、記事内容は、そうした一般の人が抱く疑問を表現したにすぎない。RCC側が指摘する、個々の記述にも問題とすべき点はない。
- (ハ) 破産管財人とRCCの反論は十分、掲載されており、その掲載の仕方にも、とくに問題があるとは言えない。

(4) 4月24日付記事について

①記事掲載の経緯およびRCC側と朝日新聞社側の主張

<掲載の経緯>

2月21日にRCC職員が破産管財人の補助者として柏屋ホテルに宿泊したことが、4月23日の衆議院決算委員会で取り上げられた。これを取材した山田編集委員は、RCC側にコメント取材を申し込んだが、RCC側は当日の取材を断った。押し問答の末、翌24日午前に取材に応じることになった。24日付朝刊には、23日時点の「現時点ではコメントできない。改めてお答えする」という発言が、RCCのコメントとして記事の末尾に掲載された。

<RCC側の主張>

翌4月24日に面談のうえ、説明することを約束したにもかかわらず、「当人は会って話はできない」と返答した言葉尻をとらえて、RCCのコメント

にした。そのコメントの内容も、RCCが説明に窮しているような印象をあたえる。

＜朝日新聞社側の主張＞

23日にやりとりした際、山田編集委員は RCC 側に、掲載された内容のコメントを24日付記事に載せる旨、念を押し、確認した。

②記述に対する判断

4月23日夕、山田編集委員と RCC 側との広報担当者の間で、翌24日の面談取材を待ってコメントを掲載するという約束が成立したかどうか、双方の言い分が食い違っており、どちらが正しいのかは確認できなかった。しかし、24日付朝刊に国会質疑の記事が掲載され、それには RCC のコメントが必要になることは、予想できたはずである。RCCには、23日夕に正式のコメントを出すことが期待されて当然だった。「現時点ではコメントできない。改めてお答えする」が、RCCが説明に窮しているような印象を与える、とはいえない。

(5) RCC の損害

提出された資料とヒアリングによれば、一連の報道で RCC に寄せられた非難は電話とメールによるそれぞれ1件だけであり、報道によって、回収業務に支障をきたしたという主張もされていない。

(6) 結論

①4月8日付記事は、見出しや記述により、RCCが「債務者や他の債権者を犠牲にして強引な回収を行っており、まるでハゲタカのようである」という印象を読者に与える可能性は否定できない。

その根拠となるべき記述については、取材記者を含む関係者の法制度に関する理解・知識の不足や、法的正確性を十分吟味し得ていないと思われる第三者発言の引用、より丁寧な補充説明や配慮の不足、恣意的なデータの使い方など、いくつかの問題があることは前述した通りである。

しかしながら、当委員会は、RCCおよび朝日新聞社から提出された主張や資料、関係当事者のヒアリング内容などを総合的に検討した結果、上記のようないくつかの問題があったとしても、この記事により、RCCに対する客観的な社会的評価が低下したとまでは認められず、また、RCCに実質的な損害があったとも認められない、と判断する。RCCは、自社のホームページ上で、朝日新聞社への抗議を掲載している。

従って当委員会は、朝日新聞社に対し、RCCの信用回復等の措置を求めないこととする。

②週刊朝日の取材・記事と4月24日付記事は、特に問題とすべき点はなく、RCC側の主張は理由がない、と判断する。

3. 付言

当委員会としては、4月8日付記事には前述のようにいくつかの問題があること、現地調査によれば、柏屋ホテルは新しい譲渡先のもとで運営されており、記事掲載時にはなかった事態の進展があること、RCCの動向は国民の正当な関心事であることなどを踏まえて、朝日新聞社が、適切な方法で、本事案の現状を新聞紙面で読者に報告することが望ましいと考える。

朝日新聞社報道と人権委員会

本林 徹
長谷部恭男
藤田 博司